

# 花園町自治区から お知らせ

令和8年  
10月1日

回 覧

＜問合せ先＞ 花園町自治区  
(電話・FAX 0565-52-9214)  
火～土曜日 (8:30～12:00)

## 1 「秋の環境美化」のお礼

9月13日(日)に行われました、秋の環境美化活動におきましては、小雨が降る中、多くの皆様にご参加・ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、側溝の蓋が開けられない等の理由で、泥や砂、落ち葉が溜まって水が流れにくくなっている排水路等の清掃を希望する組の方は、組長経由で自治区事務所へ要望書を提出してください。

## 2 「秋の交通安全市民運動」への参加のお礼

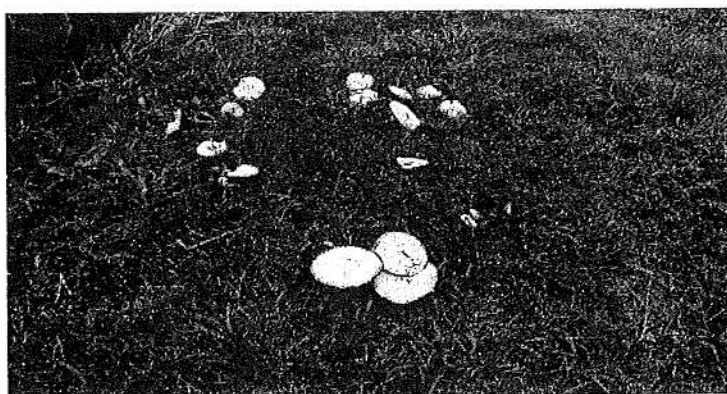
9月21日(月)から30日(水)まで、秋の交通安全市民運動が実施されました。9月25日(金)に街頭立哨活動に参加していただきありがとうございました。児童・生徒の通学時間に合わせた、立哨活動にご理解とご協力をいただくとともに、通学時の安全確保に感謝を申し上げます。

## 3 「オオシロカラカサダケ」にご注意願います

最近、テレビ等のニュースで取り上げられています、「オオシロカラカサダケ」が、花園町地内において発生していることを確認しました。

＜特徴＞

梅雨時から秋にかけての雨上がりによく発生する。公園や庭、河川敷の人の生活に近い所でよく見られる、傘が白色で成長すると10cm以上と大きくなるきのこです。強い毒性を持つ危険なきのこで、食べると激しい嘔吐や下痢、腹痛などの中毒症状を起こす恐れがありますので誤って食べないように注意してください。



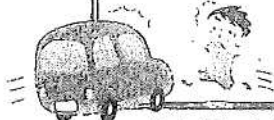
# 交通安全市民会議 ニュース

## 高齢者の道路横断中の交通事故が多発しています！

交通事故は、いつもの買い物や散歩の行き帰りなど身近なところで起きています。特に、交差点では車や自転車、歩行者が行き交うため、交通事故が発生しやすい場所です。横断歩道を渡っているときや、青信号になってすぐに渡り始めたときにも事故が起きています。慣れた道だからと油断せず、横断する前には必ず左右の安全を確認し、青信号でも周囲の車の動きをよく確かめてから渡るようにしましょう。

### 事故の背景には

- ▼右左折する車に気づかなかった
- ▼車が停まると思い込んでしまった
- ▼青信号だから安全だと思ってしまった



### 事故を防ぐポイント

- ▼青信号でも必ず安全確認
- ▼車が安全に止まったことを確認
- ▼アイコンタクトでお互いに確認
- ▼慌てずゆっくり横断！

とまってくれて  
ありがとうございます！

ハンド・  
アップ



信号が青になったらすぐに渡っていませんか？

青

でも再度確認!!

「右・左・右」

横断前の「ひと呼吸」が命を守ります

もう一度  
右・左・右  
確認しようね！



### 活動紹介

地域の安全・安心を守るため、さまざまな団体の皆さまが活動されています  
皆様のご協力に感謝するとともに、その活動の一部をご紹介します

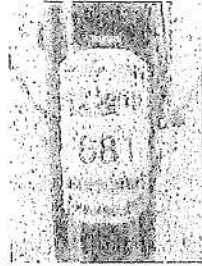
#### 加納小学校区交通安全推進協議会



地域の安全を願った  
「交通安全マップ」を作  
成。こども 110 番の家  
などを記載



加納小学校児童に交通  
安全標語を募集。  
優秀作品を看板にし、  
学校敷地内に設置



自転車通学生徒の交  
通安全意識を高めるた  
め、交通安全教室実施  
後、自転車許可反射シ  
ールを配付

地域の安全・安心は、交通安全推進協議会  
の皆さまをはじめ、地域の皆さまの日々の  
見守りや活動によって支えられています。  
子どもたちの登下校時の見守りなど、地域  
の交通安全を守るためにご尽力いただ  
いている皆さまに、心より感謝申し上げます。  
これからも、地域の安全・安心を守るため、  
皆さまと力を合わせて取り組んでまいりた  
いと思います。引き続き、皆さまのご協力  
をよろしくお願いいたします。



秋の交通安全市民運動が始まります！ 交通事故ゼロの街を

運動期間 9/21(月) ~ 9/30(水)

目指しましょう！

令和 8 年 1 0 月 1 日

花園町自治区のみなさまへ

花 園 町 自 治 区  
区 長 寺 田 雄 二

## 令和 9 年度 花チカ事業補助金交付制度の 認定団体募集（案内）

花園町地域活性化事業（以下「花チカ事業」という）補助金交付制度は、花園町の活性化や課題解決に取り組む団体を自治区として支援する制度です。

注：花チカ事業とは、「花園町地域活性化事業」の略称であり、平成 2 8 年度からスタートしております。

令和 8 年度は、以下の 1 5 団体が認定され活動されています。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 花園町自警団（消防団）     | 花園町自治区防災隊   |
| 花園町自治区防犯隊       | 花園町まちづくり協議会 |
| 花園土地区画整理事業推進協議会 | 花園ふれあいクラブ   |
| 花園グリーンクラブ       | 花園町舞扇の会     |
| 花園ソフトボールリーグ     | 花園ちゃちゃちゃ    |
| 花園元気アップ隊        | おおぞら若園      |
| わかっ茶            | 花園町まつりサポート会 |
| まつば子ども会         |             |

### < 募集説明会 >

開催日時 令和 8 年 1 1 月 1 4 日（土）  
8 : 3 0 ~ 9 : 3 0  
開催場所 花園町区民会館 2 階（第 3 会議室）

### < 募集期間等 >

募集期間 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（火）～ 1 2 月 5 日（土）  
受付場所 花園町自治区事務所  
受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 正午（日、月曜日及び祝日を除く）

詳しくは、次頁以降を参照してください

## 1 応募資格

次の要件をすべて満たす団体に限ります。

- ① 5人以上で組織された団体
- ② 原則、代表者は花園町在住者で、かつ、構成員の50%以上は花園町在住者であること  
なお、当該団体が花園町自治区民に多大な利益をもたらす場合は、在住者が中根町、吉原町及びその他在住者であっても協議の上認定します。
- ③ 活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- ④ 政治、宗教活動または営利活動を目的としていない団体
- ⑤ 反社会的団体でない団体、反社会的団体の役員または構成員が会員となっていない団体、かつ反社会的団体及びその構成員と密接な関係を有しない団体

## 2 対象事業

公共性・公益性の高い活動により、住みよい地域社会づくりを目指す次のいずれかの事業。

- ① 福祉を通して地域づくりを推進する事業
- ② 地域の伝統、文化、郷土芸能またはスポーツを通して地域づくりを推進する事業
- ③ 安全・安心な地域づくりを推進する事業
- ④ 地域の生活環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- ⑤ 青少年、子供の健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- ⑥ 高齢者福祉の増進を通して地域づくりを推進する事業
- ⑦ 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ⑧ その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

## 3 補助内容

### (1) 対象経費

対象事業の目的を達成するために直接必要な経費とします。

### (2) 対象外経費

- ① 団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持する為の経費を含む）
- ② 原則、団体の構成員に対する食糧費（作業時や会議時のお茶・飲料水を除く）
- ③ 当自治区が補助対象としないことを定めた経費
- ④ その他区長が適当でないと認めた経費

### (3) その他

補助金支給額は、別途決定する自治区予算に準じて算定します。

## 4 応募方法

- (1) 対象団体  
令和 8 年度認定団体及び新規に認定を希望する団体
- (2) 募集期間・受付場所・受付時間
  - ① 募集期間 令和 8 年 1 1 月 1 7 日(火)～1 2 月 5 日(土)
  - ② 受付場所 花園町自治区事務所
  - ③ 受付時間 8 : 3 0 ～正午(日、月曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出書類
  - ① 補助金交付申請書
  - ② 補助金申請事業概要 (様式 1)
  - ③ 年間活動計画 (様式 2)
  - ④ 予算書 (様式 3)
  - ⑤ 会員名簿・同意書 (様式 4)
  - ⑥ 団体の規約・会則 (定めている場合)

注 申請書(①～⑤)及び記入例(一式)は、  
令和 8 年 1 1 月 1 4 日(土)～1 2 月 5 日(土)の間、自治区  
事務所にて配布いたします。

## 5 審査

- (1) 花園町自治区において書類審査を行い、補助団体認定の適否及び補助金額を決定します。
- (2) 審査基準  
公共性・公益性 / 地域貢献性 / 実現性・妥当性 / 発展性・将来性を数値化し審査します。

## 6 補助団体の認定、補助金の交付決定

- (1) 審査結果より、補助団体の認定・補助金の交付決定通知を令和 9 年 3 月初旬に連絡する予定にしています。  
なお、申請金額からの減額や条件を付しての交付決定を行う場合があります。
- (2) 補助金交付が決定した団体は、令和 1 0 年 2 月末日までに実績報告書を提出願います。  
なお、実績報告により、補助金を減額する場合があります。
- (3) 補助金の交付は、原則 実績報告審査後に行います。要望等により毎年 6 月初旬に交付(振込)しております。ただし、実績報告により清算することをご了承願います。

## 7 問合せ先

- (1) 不明な点は、花園町自治区（電話 0565-52-9214）へ問い合わせ願います。
- (2) 令和9年度に新規認定を希望する団体は、必ず事前にご相談ください。

## 8 募集説明会のお知らせ

- (1) 日 時 令和8年11月14日(土) 8:30～9:30
- (2) 会 場 花園町区民会館2階 第3会議室
- (3) 花チカ認定団体応募予定の団体は、11月7日(土) 11:30までに自治区事務所に連絡の上、必ずご参加ください。  
※令和8年度認定団体もご連絡願います。  
なお、内容を熟知している等の理由で、募集説明会に参加しない団体にあっても、認定団体申請をする旨の連絡は必ず願います。
- (4) 募集説明会では、申請書記入方法の説明及び質疑応答等を予定しています。

以上

令和8年10月1日

花園町自治区のみなさまへ

花園町自治区  
区長 寺田 雄二

## 若園地区コミュニティ会議で活動してみよう (募集案内)

令和9年度(令和9年4月以降)、若園地区コミュニティ会議で、私たちと一緒に活動していただける方を募集します(ボランティア活動です)。地域活動に関心をお持ち方・地域と関わり行事に協力しても良いと思っている方の積極的な応募をお待ちしています。(対象は、花園町自治区内に在住の方です)

### 1 若園地区コミュニティ会議の概要

- (1) 目 的 地域住民の連携を図り、住みよい地域社会をつくる。
- (2) 主な内容 地域における青少年健全育成、非行防止、福祉の向上、環境と安全、レク及びスポーツ、文化に必要な情報交換など
- (3) 活動エリア 若園中学校エリア内(花園町、中根町、吉原町)
- (4) 組 織 各自治区等から、次の5つの部会の部会員を推薦し活動していただきます。(各部会の活動概要は裏面を参照してください)

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 青少年育成部会 | 福祉・健康部会              |
| 環境安全部会  | レクふれあい部会             |
| 広報部会    | (各部会には各種団体からの部会員も在籍) |

### 2 応募要領

下記用紙にご記入し、提出してください。(提出期限: 令和8年12月26日)

＜提出先＞ 花園町自治区事務所(住所 花園町屋敷 67-1)

※ 事務所稼働日は、原則として火～土曜日(祝日を除く) 8:30～12:00

(休日、時間外は正面玄関右側にある自治区郵便受に投函してください)

※ 電話でのお申し込みでも構いません。(電話 0565-52-9214)

※ 花園町自治区ホームページの申込書でも申し込みできます。



ホームページのQRコード

キリトリ線

## 若園地区コミュニティ会議(部会員) 応募用紙

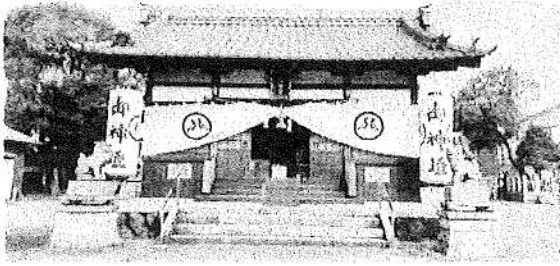
| 氏 名(フリガナ) | 住 所 | 電話番号(携帯番号) | 希望所属部会       |
|-----------|-----|------------|--------------|
| (フリガナ)    | 豊田市 | - -        | (第1希望)<br>部会 |
|           |     |            | (第2希望)<br>部会 |

提出先: 花園町自治区事務所

(申込期限) 令和8年12月26日(土)

## ◎ 若園地区コミュニティ会議 各部会活動等

| 部 会 名    | 活 動 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎全部会共通   | <p>(1) 部会は、自治区および関係地域団体から選任された者、部会活動に適する各種専門委員ならびにボランティア精神をもって自主的に参加するものにより構成する。</p> <p>(2) 部会に、部会長 1 名、副部会長 1 名（書記兼務）、会計 1 名を置く。ただし、部会を円滑に運営するため必要と認めた場合は、部会長を除き複数名置くことができる。任期は 1 年とし、再選を妨げない。</p> <p>(3) 部会は、特定の事項について調査、もしくは審議し必要に応じて事業の立案をおこない、企画会議の指導を受けて事業を実施する。</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <p>① 若園ふれあいまつり、②二十歳のつどい（旧 新成人を祝う会）、<br/>③ 水辺の緑の回廊事業（逢妻男川の除草作業）<br/>④ スポーツフェスティバル</p> |
| 青少年育成部会  | <p>青少年健全育成、非行防止等に関する会議、研修、活動等</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生の主張発表大会 ・安全防犯立哨 ・愛のパトロール</li> <li>・育成部イベント など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |
| 福祉・健康部会  | <p>地域福祉、ボランティア育成等の福祉と健康に関する会議、研修、活動等</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康講座 ・敬老の日お便り作成 ・介助犬募金活動支援</li> <li>・ハートピアランド豊田の森 秋祭り支援、ボードゲームで遊ぼう</li> <li>・笑い笑顔の落語会、はすクラフト講座 など</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 環境・安全部会  | <p>ごみ減量の促進、生活環境整備、自然環境保護および交通安全等、生活安全に関する会議、研修、活動等</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逢妻男川除草作業前の安全点検 ・アカミミガメ防除活動</li> <li>・3地区環境・安全点検 など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| レクふれあい部会 | <p>自治区や諸団体活動の活性化を目的とした学習会ならびに実技指導、ふれあい、コミュニケーションに関する研修および諸行事の活動等</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラバンでキーホルダーを作ろう・レクレーションイベントなど</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
| 広報部会     | <p>コミュニティだよりの発行および各種情報の交換、研修等</p> <p>（主な事業）（各年度により異なる場合があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館報わかぞの「コミュニティ通信」発行（年間 6 回）</li> <li>・写真展（若園ふれあいまつり、二十歳のつどい）</li> <li>・コミュニティ活動の取材</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |



## 回覧

令和8年9月吉日  
花園八幡宮

# 花園八幡宮祭礼のご案内

## お祭り

# 11月1日（日曜日）

花火合図 朝7時

今年の御祭礼は11月1日の日曜日に執り行います。

○ 9:30より子どもみこしが町内をまわります。

○11:00より巫女舞と神楽を奉納。

○13:30より厄年会、還暦会による餅投げ。

是非ご参拝くださいますようご案内申し上げます。



巫女舞と神楽

## おみくじ

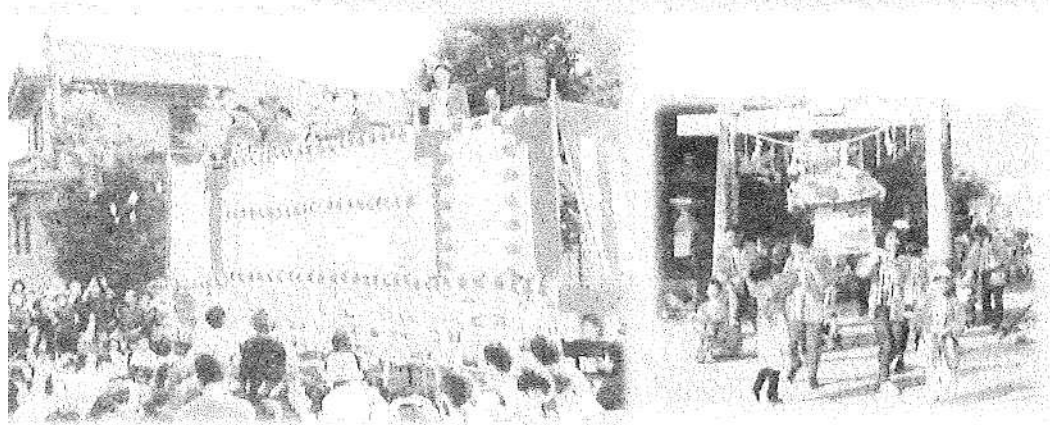


今年も巫女・神楽に新人を迎えました。

巫女(小4年5年生)神楽(小6年生以上)の皆さんが、地域の伝統文化を継承するとともに、3ヶ月余を費やして練習した舞・笛・太鼓を披露してくれます。

おひねりなどで激励してあげてください。

# 秋の大祭



**11月1日(日)**

※小雨決行

9:30～(町内巡回)

まつば子ども会と有志のお子さん  
ぜひ、おみこしの応援をお願いいたします

**こども神輿**

※別紙のルート図をご参照ください。

ルートは予定です、変更の可能性があります。

**餅投げ・お菓子まき**

13:30～

未就学児

13:45～

小学1年～3年 女子

14:00～

小学1年～3年 男子

14:15～

小学4年～6年 女子

14:25～

小学4年～6年 男子

14:35～

中学・高校生 女子

14:45～

中学・高校生 男子

14:55～

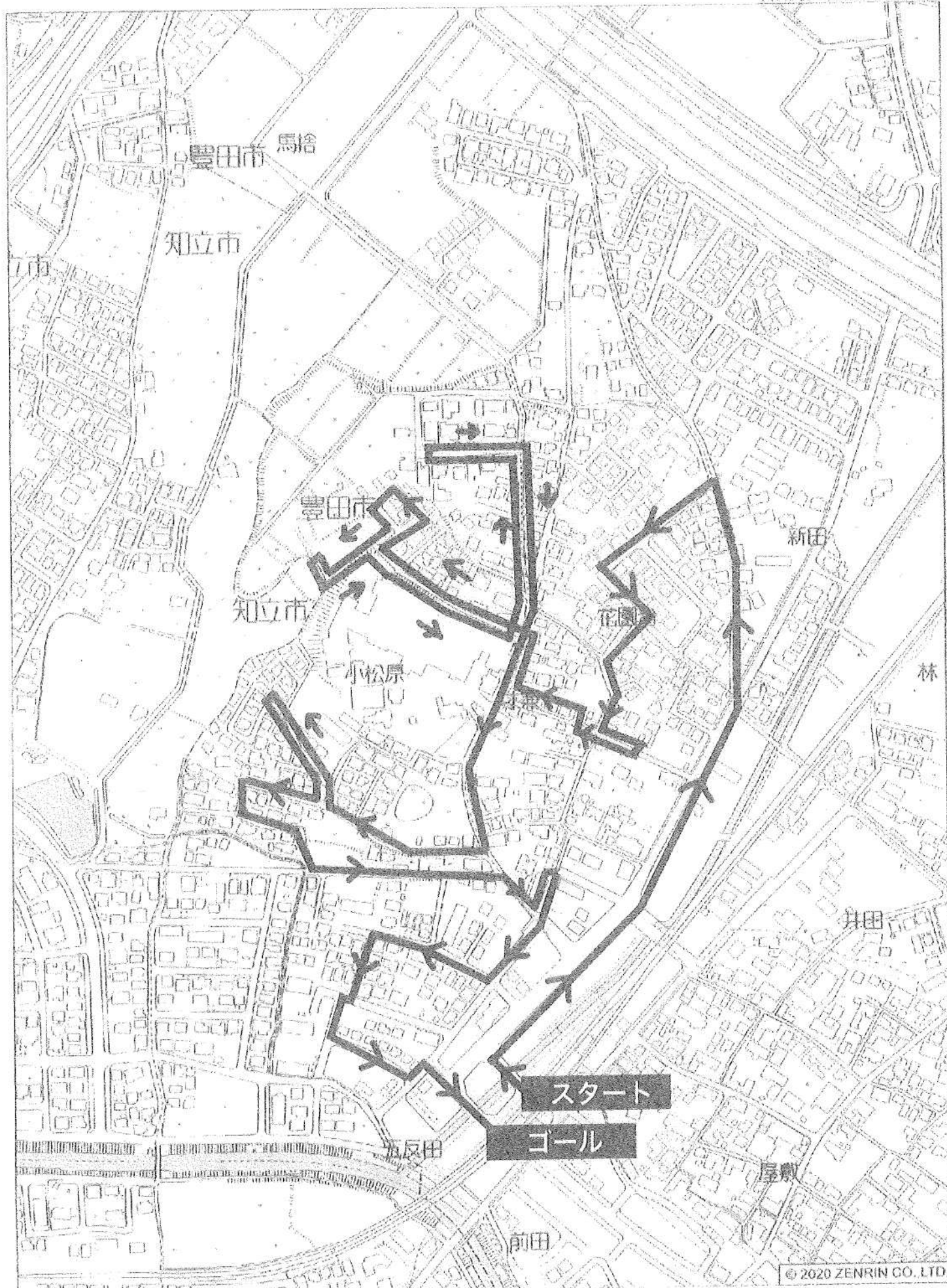
大学生以上 女子

15:05～

大学生以上 男子

※開始時間をお確かめのうえ、ご来場ください。

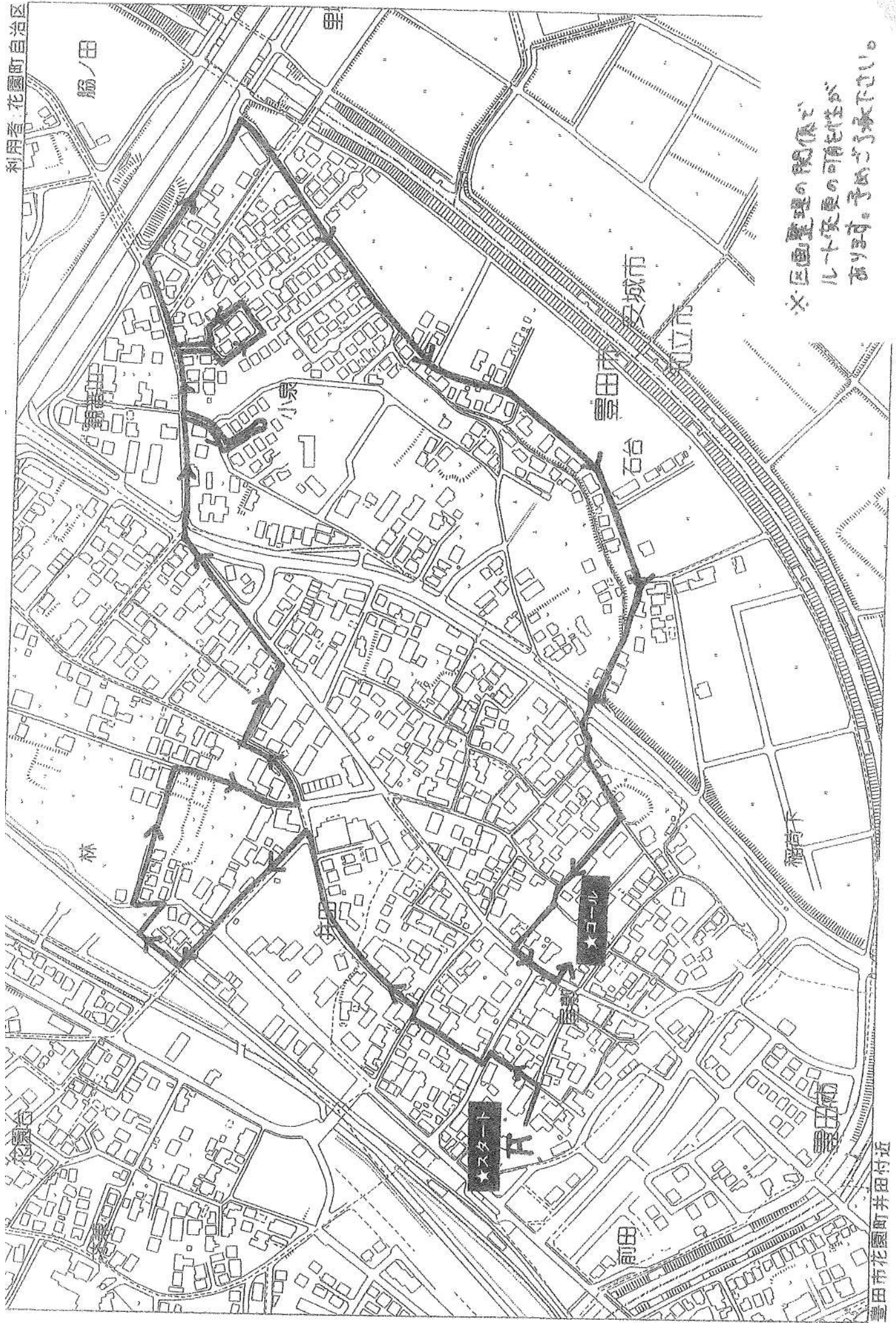




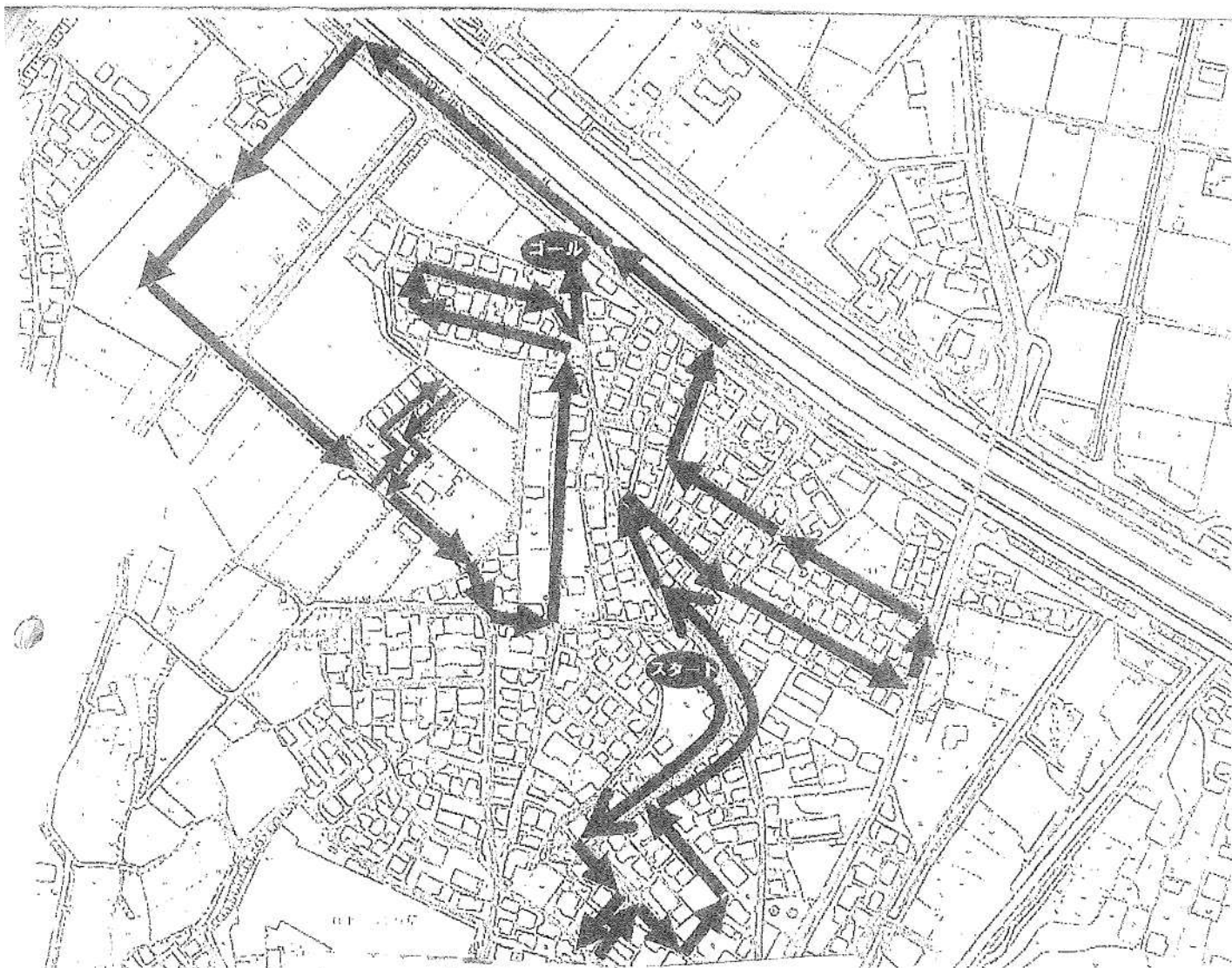
脇ノ田

安城市

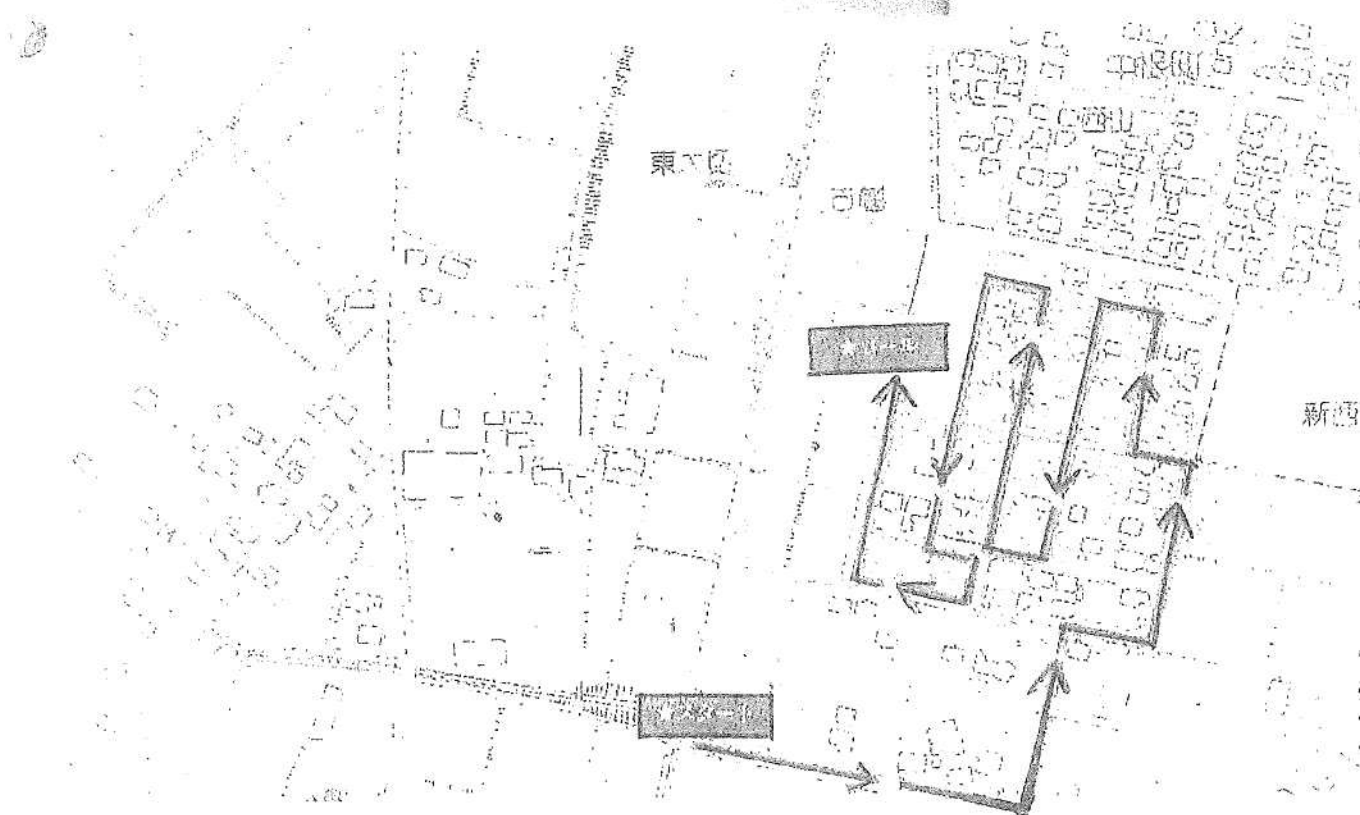
ル十年度の可成りな  
あり得。子めざり承下さい。



※ 区画整理の関係で  
ルートの変更の可能性が  
あります。予めご了承ください。



ルートの変更の可能性が  
あります。予めご了承下さい。



# げんきなたより

No.308 (2026年)令和8年10月1日

回 覧

November

11月



花 園

ちゃちゃちゃ

## 今月の歌「もみじ」

秋の夕日に照る山もみじ  
濃いも薄いも数ある中に  
松をいろどる楓（かえで）や薦（つた）に  
山のふもとの裾模様（すそもよう）

溪（たに）の流に散り浮くもみじ  
波にゆられて はなれて寄って  
赤や黄色の色さまざまに  
水の上にも織る錦（にしき）



社会福祉協議会の先生と一緒に

- 1)「虫の声」を合唱
- 2)座って体操
- 3)しりとりゲーム を楽しみました



## 11月の予定

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 13日【第2金曜日】<br>10:00～11:30 | 社会福祉協議会 |
| 20日【第3金曜日】<br>10:00～11:30 | お誕生日会   |

★★「花園ちゃちゃちゃ」  
は毎月第2・第3週の金  
曜日 花園児童館にて開  
催しています。皆さん遊  
びに来て下さい来て下さ  
い ★★

(モーニング300円  
コーヒーのみ100円)

★★ スタッフを募集しています ★★

令和8年9月2日

自治区の皆様

豊田市長 太田 稔彦

## 「豊田市都市計画マスタープラン住民説明会」の開催について（ご案内）

処暑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、平素は本市のまちづくりに格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、都市づくりの基本となるものです。現在、令和9年3月の策定・公表に向けて、次期マスタープランの検討を進めています。つきましては、次期マスタープランに関する説明及び市民等との意見交換を行うため、下記のとおり、市内7会場で説明会を開催します。

記

### 1 主な説明内容（予定）

- （1）都市計画マスタープランとは
- （2）全体構想（案）：住宅地や工業地等の土地利用の方針
- （3）地域別構想（案）：各地域の「土地利用」や「道路、公園等」の整備方針

### 2 日時／場所／地域区分（裏面参照）

| 日 時                          | 場 所                       | 地域区分 |
|------------------------------|---------------------------|------|
| 令和8年9月29日（火）<br>午後7時～午後8時30分 | 高橋コミュニティセンター<br>（大会議室）    | 東部   |
| 9月30日（水）<br>午後7時～午後8時30分     | 松平コミュニティセンター<br>（大会議室）    | 東部   |
| 10月2日（金）<br>午後7時～午後8時30分     | 若林交流館<br>（多目的ホール）         | 南部   |
| 10月6日（火）<br>午後7時～午後8時30分     | 上郷コミュニティセンター<br>（ふれあいホール） | 南部   |
| 10月8日（木）<br>午後7時～午後8時30分     | 産業文化センター<br>（小ホール）        | 中部   |
| 10月13日（火）<br>午後7時～午後8時30分    | 猿投コミュニティセンター<br>（大会議室）    | 北部   |
| 10月14日（水）<br>午後7時～午後8時30分    | 保見交流館<br>（多目的ホール）         | 北部   |

※説明は地域区分ごとに同じ内容となります。いずれの会場でも参加できます。

**3 対 象** 市内在住・在勤・在学の方（申込不要）

**4 その他** 10月6日から11月6日までの期間でパブリックコメントの実施を予定しています。説明会に参加できない方は、パブリックコメントを通じてご意見をお寄せください。  
※詳細については広報とよた10月号に掲載予定です。

**5 問合せ** 連絡先 都市整備部 都市計画課 計画担当（浅井、木原）  
電 話 （0565）34－6620（直通） （0565）31－1212（夜間・休日）  
FAX （0565）34－6764  
Eメールアドレス （toshikei@city.toyota.aichi.jp）

【中部地域（中学校区別）】  
逢妻、朝日丘、梅坪台、崇化館  
豊南、竜神（土橋、東田、緑ヶ丘）

【南部地域（中学校区別）】  
上郷、末野原、前林、若園、若林、  
竜神（竹上、竹中、竹下、本町、西田町）



【北部地域（中学校区別）】  
浄水、保見、井郷、石野、猿投  
猿投台、藤岡、藤岡南

【東部地域（中学校区別）】  
高橋、益富、美里、松平

住民説明会 地域区分案内図

※都市計画区域内の地域が対象となります。

令和8年度

# 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金にご協力をお願いします

日ごろは赤い羽根共同募金に対し、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
赤い羽根共同募金は社会福祉法に基づいて成り立っており、10月～12月に実施されています。

この運動は昭和 22 年から続いており、豊田市では赤い羽根募金と歳末たすけあい募金を同時に募集させていただきます。

皆様から寄せられた募金は豊田市内の地域福祉の向上や愛知県内の広域福祉に役立てられています。皆様のあたたかいご協力をよろしくお願いします。

※自治区様によっては区費からまとめてご協力いただいている場合もあります



## 1 地域福祉推進のために

◎ボランティア事業 ◎とよた市民福祉大学事業

## 2 子どもたちのために

◎子育て支援事業 ◎福祉実践教室の実施

## 3 おとしよりのために

◎長寿祝事業 ◎地域ふれあいサロン事業

## 4 障がいのある方のために

◎障がい児・者福祉活動 ◎車いす・福祉車両の貸出

## 5 歳末たすけあいに

◎生活困窮世帯への支援

## 6 共同募金運動推進のために

◎募金運動活動資材費 ◎共同募金の広報

## 7 全県域の福祉推進のために

◎社会福祉施設の整備費 ◎社会福祉団体の事業費 ◎募金運動推進活動費



地域ふれあいサロンの様子



詳しくは HP をご確認ください



※ ご協力については任意です。

※ 世帯ごとの募金額の目安は 500 円とさせていただいております。

※ 上記 HP から個人での寄付も受け付けています。

### ●共同募金の趣旨

「社会福祉法」という法律に基づき「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用するための募金です。

昨今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金を行っております。

また、大規模な災害が起こった際のそなえとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

【問合せ】豊田市共同募金委員会 事務局 豊田市錦町1-1-1

電話：34-1131 FAX：32-6011

(日・月曜・祝日および年末年始は休業です)